

子ども教育課

☎ 932-1459 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線241)

平成27年度「心と体の発達」巡回教育相談

「心と体の発達」巡回教育相談では、お子さんの心と体の発達状況について、心配していることや不安に思われていることについて専門家が相談に応じます。お子さんの現在の状況を正しく理解し、その能力や適性を十分に伸ばせるように、就学前児の保護者を対象に相談を実施します。どんな小さなことでも、お子さんの発達を正しく理解することは、将来を考える上で大切なことです。この機会に、ぜひご利用ください。

▶相談日時 7月29日（水）9時～12時
※個人面談をしますので、時間については後日申込者に案内します。

▶申込先 子ども教育課

▶相談会場 古賀市役所第2庁舎3階303・402会議室（古賀市駅東1の1の1）

▶相談対象 就学前児の保護者

▶相談内容 日常生活で困っている事、子どもの発達、発育障害に関する事、幼稚園などで困っている事、入学に関する事や心配な事など

▶相談員 特別支援学校教諭、巡回教育相談員

▶申込期限 6月15日（月）まで

子ども教育課

☎ 932-1459 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線241)

特別支援教育相談会のお知らせ

小学生のお子さんがある家庭と、来春小学1年生になるお子さんがある家庭を対象に、特別支援教育に関する相談会を実施します。

落ち着きがない、友だちと遊べない、言葉が遅れている、学習についていけないなど、お子さんのことで日ごろから心配していることがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談は、町内の小中学校教師や専門の先生、子ども教育課職員が行います。

▶相談日時 8月6日（木）13時30分～17時
個別相談（1家庭30分以内）

▶相談会場 アザレアホール須恵

▶申込期限 7月13日（月）まで
※相談を希望される人は、子ども教育課窓口備え付けの申込書を提出してください。

健康福祉課

☎ 932-1493 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線123)

子どもの人権110番強化週間

6月22日（月）から6月28日（日）までは、子どもの人権110番強化週間です。期間中は、「いじめ」や体罰、不登校や虐待など、子どもに関する人権問題の相談に、法務局職員と人権擁護委員が無料で応じる相談電話を設置します。

秘密は厳守されますので、ぜひお気軽にお電話ください。

▶受付日時 6月22日（月）～26日（金）8時30分～19時、
6月27日（土）・28日（日）10時～17時

▶問合せ先 福岡法務局・福岡県人権擁護委員連合会
☎0120-007-110

総務課

☎ 932-1152 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線316)

平成27年度 須恵町職員（土木・建築）採用資格試験のお知らせ

職員採用試験を次のとおり行います。

▶採用予定人員 3人

▶受付期間 6月1日（月）～6月30日（火）
平日8時30分から17時15分まで（ただし土曜日、日曜日および祝日を除く。）
※郵送申し込みは6月30日（火）到着分まで受け付けます。

▶受験資格 昭和55年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人
※ただし次のいずれかに該当する人は受験できません。
1）日本国籍を有しない人
2）地方公務員法第16条に該当する人
※新規高等学校卒業者の就職に関する申し合わせにより、平成28年3月に高等学校を卒業見込の人は、今回の試験は受験できません。

▶一次試験日、試験科目 7月26日（日）9時 受付
教養試験、職場適応性検査、専門試験（土木または建築のどちらかを選択）

▶二次試験日、試験科目 9月（日時未定）
作文試験、面接試験

▶受験手続 提出書類 職員採用資格試験申込書・受験票
※上記申込書・受験票は、総務課で6月1日（月）からお渡しします。

平成27年9月20日（日）に一般事務職の採用試験を実施する予定です。

子ども教育課

☎ 932-1459 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線273)

児童扶養手当・特別児童扶養手当の月額が改定されました

平成27年4月分の手当から月額が次のように改定されました。

○児童扶養手当（月額）

	変更前	変更後
全部支給	41,020円	42,000円
一部支給	41,010円 ～9,680円	41,990円 ～9,910円

○特別児童扶養手当（月額）

	変更前	変更後
1級	49,900円	51,100円
2級	33,230円	34,030円

子ども教育課

☎ 932-1459 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線245)

小中学生の就学援助申請受け付け

就学援助は、経済的な理由で就学が困難な児童や生徒の保護者に、学用品費や給食費などの一部を援助する制度です。

※5月下旬に小中学校からお知らせのプリントを配布しました。

▶対象 生活保護（教育扶助）に準ずる程度に経済的に困っている世帯
※生活保護（教育扶助）受給世帯は対象外。

▶受付期間 6月19日（金）まで

▶申請方法 子ども教育課に以下のものを提出してください。
・就学援助申請書（子ども教育課窓口備え付け）
・所得証明書（平成27年1月2日以降、須恵町に転入した世帯のみ。18歳以上の世帯員全員分）
・遺族年金・障害年金の証書など（該当者のみ）

▶必要なもの 印鑑、校納金振替口座の通帳

健康福祉課

☎ 932-1493 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線126)

戦没者等のご遺族の皆さんへ

我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。

▶支給対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人がいない場合に、ご遺族一人に支給します。

▶支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

▶請求期間 平成30年4月2日まで
※請求期間を過ぎると、特別弔慰金を受けとることができなくなります。

総務課

☎ 932-1152 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線316)

職員人事

▶退職 （ ）内は旧所属、旧役職。
▷今泉知馬（社会教育課課長補佐）

▶昇格・異動 5月1日付で、職員の人事異動が次のとおり行われました。（ ）内は旧所属、旧役職。
【子ども教育課】▷係長 櫻木美奈子（総務課主任主事）